

山梨県立図書館子ども読書支援用品取扱要綱

(目的)

第一条 この要綱は、山梨県立図書館利用規程（以下「規程」という。）第十三条第五項の規定に基づき、山梨県立図書館（以下「県立図書館」という。）が行う子ども読書支援用品の団体貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において子ども読書支援用品は、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 パネルシアター、エプロンシアター、手袋人形（以下「用品」という。）
- 二 紙芝居、大型紙芝居、パネルシアター、大型絵本の利用に必要な機材であって、次表に掲げるセット（以下「機材」という。）

機 材 名	名 称
紙芝居枠、拍子木、紙芝居舞台スタンド	紙芝居セット
大型紙芝居枠、拍子木	大型紙芝居セット
パネルステージ、ブラックライト装置	パネルシアターセット
大型絵本読み聞かせスタンド	大型絵本セット

(利用者の範囲)

第三条 子ども読書支援用品の貸出は、県内で活動する子どもの読書関係のNPO法人若しくはボランティア団体又は県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育所若しくは子育て支援センターなどの機関であって、山梨県立図書館運営規則（平成二十四年山梨県教育委員会規則第十一号。以下「規則」という。）第十条第二項の利用者登録をした者に限る。

(貸出の制限)

第四条 子ども読書支援用品は、規程第十八条第二項の相互貸借による他の図書館等への貸出の対象としない。

(貸出点数等)

第五条 用品の貸出点数は、種類毎に一点を限度とする。

- 2 機材の貸出点数は、四セットを限度とする。
- 3 機材は、図書館資料と併せて利用する場合に限り貸し出すものとする。
- 4 子ども読書支援用品の貸出期間は、三十日間を限度とする。

(受付)

第六条 子ども読書支援用品の利用の受付は、県立図書館の児童カウンターで行うものとする。

(貸出手続)

第七条 子ども読書支援用品の貸出を受けようとする者は、規則第十条第二項に定める利用者

登録を行い、同項で定める団体貸出申込書を提出しなければならない。

- 2 県立図書館は、子ども読書支援用品を貸し出す場合は、子ども読書支援用品の名称、数量等を記載した山梨県立図書館子ども読書支援用品チェック票を交付する。
- 3 子ども読書支援用品を予約して貸出を受けようとする者は、規程第十七条第一項の予約資料票を提出しなければならない。
- 4 利用者が一回に予約できる用品は種類毎に一点とし、機材は四セットとする。

(返却手続)

第八条 規程第十三条第一項ただし書により子ども読書支援用品を返却しようとする者は、前条第二項の山梨県立図書館子ども読書支援用品チェック票を提出しなければならない。

(弁償等)

第九条 利用者は、子ども読書支援用品を利用中に汚損し、損傷し、又は亡失した場合は、県立図書館が指定する方法により弁償し、又は修復を行い、それに要した費用は利用者が負担する。

附 則

この要綱は、平成二十四年十一月十一日から適用する。

この要綱は、令和四年四月一日から適用する。

この要綱は、令和五年七月一日から適用する。